



沖縄労働局発表  
 平成27年7月31日

担 当	沖縄労働局	
	雇用均等室長	松野市子
	室長補佐	面高史代
	電話 (098) 868-4380	

## 「女性の活躍推進キャンペーン」の実施について

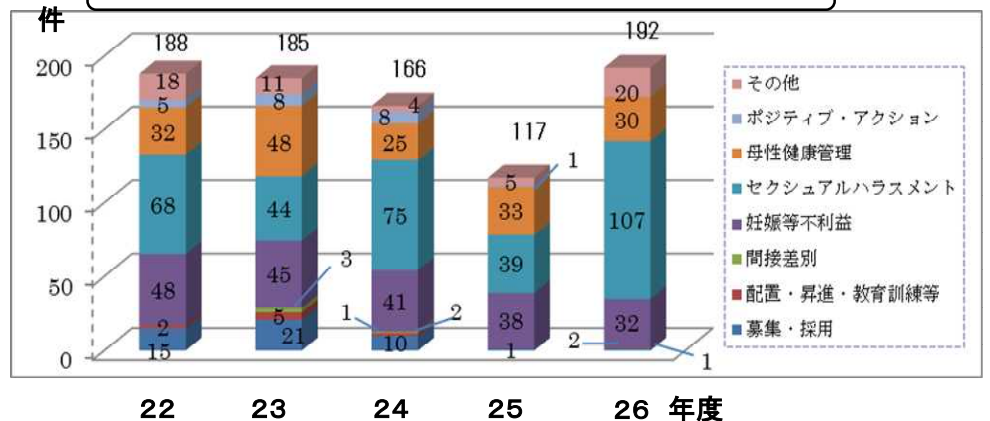
### — ストップ！ セクハラ・マタハラ —

少子化が急速に進行し、人口減少時代を迎えている今日、女性の潜在的な力を発揮できる環境を整備することは、労働力確保の観点のみならず、経済成長を促進し、活力ある社会を築くために喫緊の課題となっています。「女性の活躍推進」は、政府の成長戦略の中核として位置づけられています。

また、意欲ある女性が活躍するためには、安心して働ける職場環境の整備が不可欠ですが、沖縄労働局には「職場におけるセクシュアルハラスメント」や「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」についての相談が多く寄せられています。

このような中、沖縄労働局(局長 待鳥 浩二)では、県内の事業主、労働者等に対して、女性の活躍推進、それを阻む「職場におけるセクシュアルハラスメントの防止」や「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止」について気運の醸成を図るため、**8月、9月を中心に「女性の活躍推進キャンペーン」を展開**します。(別添)

男女雇用機会均等法に関する相談の推移(沖縄労働局)



# 女性の活躍推進キャンペーン

## ストップ！セクハラ・マタハラ

少子化が急速に進行し、人口減少時代を迎えている今日、女性の潜在的な力を発揮できる環境を整備することは、労働力確保の観点のみならず、経済成長を促進し、活力ある社会を築くために喫緊の課題となっています。

**「女性の活躍推進」は、政府の成長戦略の中核として位置づけられています。**

意欲ある女性が活躍できるためには、安心して働ける職場環境の整備が不可欠ですが、沖縄労働局には「職場におけるセクシュアルハラスメント」や「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」についての相談が多く寄せられています。

このような中、沖縄労働局では、県内の事業主、労働者等に対して、女性の活躍推進、それを阻む「職場におけるセクシュアルハラスメントの防止」や「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止」について気運の醸成を図るため、8月、9月を中心に「女性の活躍推進キャンペーン」を展開します。

### 【キャンペーンの主な取り組み】

1. 「職場におけるセクシュアルハラスメントの防止」や「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止」について効果的な広報周知を図るため、県、市町村、経営団体、女性団体、労働団体等に対し、ホームページや広報誌等への掲載協力依頼を行う。

➡ **7月下旬に依頼(8月掲載を目的)**

◎ 労働局発表により報道機関を通してキャンペーンを周知する。

2. これから就職する大学、短大、専修学校等の学生に対し、男女雇用機会均等法など労働関係法令に係る相談窓口の周知広報のため、就職担当課を訪問し、周知協力依頼を行う。

➡ **8月実施予定**

3. 市町村の母子手帳配布窓口及び産婦人科等に対し、「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止」相談促進ポスターや母性健康管理周知ちらし等の周知協力依頼を行う。

➡ **9月実施予定**

4. 「女性の活躍推進」法案成立後のスムーズな施行を図るため、県、市町村、経営団体等を訪問し、「女性の活躍推進」のより一層の理解・協力依頼を実施する。

➡ **9月実施予定**